

## 前橋市指定袋認定基準

### (主 旨)

第1条 この基準は、前橋市の家庭系ごみの排出に使用する指定袋に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (種 類)

第2条 指定袋は、次条に規定する規格に適合するもので、市長の認定を受けて製造されたものとする。

### (規 格)

第3条 指定袋は、次の規格のものとする。

(1) 材 質 低・高密度ポリエチレン

(2) 大きさ 平袋 (大 45ℓ) 縦 800mm×横 650mm

(中 30ℓ) 縦 700mm×横 500mm

(小 20ℓ) 縦 600mm×横 400mm

U形袋 (大) 縦 800mm×横 650mm (ガゼット巾400mm)

(中) 縦 600mm×横 500mm (ガゼット巾350mm)

(小) 縦 550mm×横 450mm (ガゼット巾300mm)

(3) 厚 さ (大) 0.03mm以上 (中) 0.025mm以上 (小) 0.02mm以上

(4) 強 度 引張強度

低密度 縦方向170kg f/cm<sup>2</sup>以上 横方向120kg f/cm<sup>2</sup>以上

高密度 縦方向300kg f/cm<sup>2</sup>以上 横方向200kg f/cm<sup>2</sup>以上

JIS Z 1702 7.5 引張試験に準拠すること。

(5) 透明度 内容物が識別できる透明性を有するもの。

(6) 色 低密度は、白色系の半透明なものとする。

高密度は、ナチュラルの半透明とする。

(7) 印 刷 片面1色印刷とし、印刷色は緑色とする。

印刷文字、図柄及びレイアウトは別図のとおり。

なお、指定袋をレジ袋として使用する際に、裏面に独自の文字や図柄を印刷する場合は許可を受けること。印刷できる範囲は袋裏面全体の面積の1/3以下とする(U形袋の場合、取手部分は面積に含めない)。ただし、法令等に基づく取扱上の注意等は印刷範囲に含めない。また、印刷色は限定しないが、印刷できる文字や図柄は公序良俗に反しないものとする。

(8) 形 態 平袋又はU形袋とする。

(9) 加 工 シール状態 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部分より破けないこと。シール部分を左右に引っ張ったとき、簡単に剥がれないこと。

開口性 切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。

外 観 色の割合が均一で、異物の付着、混入による汚れ、キズ等がないこと。

- (10) その他 1セットの枚数は限定しない。  
犬、猫等が嫌う嫌臭剤を混入することができる。  
原材料には再生原料の使用に努めること。

( 認 定 )

第4条 指定袋を製造しようとする者は、指定袋認定申請書(様式第1号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2. 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本並びに業務経歴書

個人の場合は、履歴書及び住民票の写し並びに業務経歴書

(2) 販売ルート及び前橋市内の販売店一覧表

(3) 袋の仕様及びサイズ等の図面並びに袋の見本品

(4) 販売予定価格一覧表

(5) 引張強度の検査結果書(認定を受けようとする者又はその者に関連する組織以外の第三者機関で検査したものであること。)

3. 第1項の申請を適当と認めた場合は、申請者に対し認定番号を付した認定書(様式第2号)を交付する。

4. 認定を変更する場合は、指定袋認定申請書(変更)(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

5. 第4項の申請を適当と認めた場合は、申請者に通知する。

( 認定の表示 )

第5条 第4条第3項の認定を受けた者は、包装用外袋に前橋市の認定する袋に認定番号及び取扱上の注意、品質保証、家庭用品品質表示法に基づく表示及び表示者名を表示するものとする。

( 改善の指示 )

第6条 市長は、第4条第3項の認定を受けた者により製造された袋が、第3条に規定する規格に適合しないと認めるときは、その者に対し、改善等の指示及び指導をするものとする。

( 認定の取り消し )

第7条 市長は、第4条第3項の認定を受けた者がこの基準に違反し、又は前条の改善指示に従わない場合、及び市長の指示に従わない場合は、指定袋認定取消書(様式第4号)により当該認定を取り消すことができる。

2. 認定の取り消しを受けた者は、直ちに認定書を市長に返還しなければならない。

3. 認定の取り消しを受けた者が、その処分に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定に基づき、前橋市長に対し異議申立てをすることができる。

(製造の廃止届け)

第8条 第4条第3項の認定を受けた者が、当該指定袋の製造を廃止しようとするときは、指定袋認定廃止届(様式第5号)を市長に届けなければならない。

(製造者の責務)

第9条 第4条第3項の認定を受けた者は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分注意し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。また、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、前橋市内の販売店を確保するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成9年12月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年2月19日から施行する。